

**高島地域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約
新旧対照表**

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>1 洪水浸水想定区域・想定浸水深（地先の安全度マップ）等の現状の水害リスク情報および土砂災害警戒区域等の土砂災害リスクを共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し共有する。</p> <p>3 その他、大規模氾濫および土砂災害に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部砂防課、流域政策局および滋賀県高島土木事務所に置く。</p> <p>(後略)</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>(附則)</p> <p>(中略)</p> <p>本規約の改正は、令和5年6月 5日から施行する。</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(協議会の実施事項)</p> <p>第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 洪水浸水想定区域・想定浸水深（地先の安全度マップ）等の現状の水害リスク情報および土砂災害警戒区域等の土砂災害リスクを共有するとともに、各構成員がそれぞれまたは連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。</p> <p>(2) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために各構成員がそれぞれまたは連携して実施する取組事項について協議し共有する。</p> <p>(3) その他、大規模氾濫および土砂災害に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 協議会の事務局は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県高島土木事務所に置く。</p> <p>(後略)</p> <p>第8条～第10条 省略</p> <p>(附則)</p> <p>(中略)</p> <p>本規約の改正は、令和5年6月 5日から施行する。 本規約の改正は、令和6年 月 日から施行する。</p>

別表

(中略)

【事務局】	
滋賀県 土木交通部	砂防課
	流域政策局
滋賀県 高島土木事務所	河川砂防課

別表

(中略)

【事務局】	
滋賀県 土木交通部	流域政策局
滋賀県 高島土木事務所	河川砂防課